官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（一七二）　二
〔府令・省令〕
○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境七）　三
〔法規的告示〕
○外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五）　二六
○外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件（同六）　三
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（財務九七）　三
○令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件（厚生労働一四三）　三九
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五四六）　四一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・第二号イに定める道路の指定、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四七
地方公共団体
教育職員免許状失効、特定空家等の除却命令及び代執行関係　五三
会社その他
会社決算公告　五六

本号で公布された法令のあらまし

◇**対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一七二号）（財務省）

1　対内直接投資等の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動（当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。）に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体を追加することとした。（第三条の二関係）

2　対内直接投資等の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、法人その他の団体で、外国政府等又は当該外国政府等に対し1の義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接又は間接に保有する議決権の数の総議決権に占める割合が一〇〇分の五〇以上に相当するもの等を追加することとした。（第三条の二関係）

3　国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る一定の業種（以下「特定業種」という。）に係る対内直接投資等の届出の特例の対象から、1の個人又は法人その他の団体に準ずるものが行う行為であって、特定業種に属する事業を行う者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う一定の事業者に係る対内直接投資等を除くこととした。（第三条の二関係）

4　特定取得の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、1において追加する個人又は法人その他の団体を追加することとした。（第四条の三関係）

5　特定取得の届出の特例の対象から除かれる外国投資家に、2において追加する法人その他の団体を追加することとした。（第四条の三関係）

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

7　この政令は、公布の日から起算して四五日を経過した日から施行することとした。

政　令

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十二号

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条の二第一項及び第二十八条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「次号及び」の下に「第五号並びに」を加え、同項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号イ中「又は」を「若しくは」に改め、「外国政府等」の下に「又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体」を加え、同号ロ中「外国政府等」の下に「又は前号に掲げるもの」を加え、同号ハ中「外国政府等又は」を「外国政府等若しくは当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体又は当該外国政府等に係る」に改め、「所有する株式の数又は出資の金額」の下に「を合計した株式の数又は出資の金額」を加え、同号ニ中「国又は」を「国若しくは」に改め、「属する外国政府等」の下に「又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体又は当該外国政府等に係る」に改め、「所有する株式の数又は出資の金額」の下に「を合計した株式の数又は出資の金額」を加え、同号ホ中「国又は」を「国若しくは」に改め、「属する外国政府等」の下に「又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体」を加え、「当該外国政府等」を「、当該外国政府等又は当該外国政府等に対し同号に規定する義務を負う法人その他の団体」に改め、「その他の従業者であるもの」の下に「と、当該外国政府等に対し同号に規定する義務を負う個人と」を加え、同号ホ中「外国政府等」の下に「又は前号に掲げるもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動（当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。第四条の三第一項第四号において同じ。）に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体

第三条の二第二項第三号中「として主務省令で定める業種」の下に「（以下この号において「特定業種」という。）」を、「次に掲げるもの」の下に「（前項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家が行う行為であつて、特定業種に属する事業を行う者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う者として主務省令で定める事業者に係るもの（当該行為の対象となる上場会社等その他の会社の子会社並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める事業者に該当する場合を含む。）を除く。）」を加え、同号イ中「定めるもの」の下に「（前項第四号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める外国投資家を除く。）」を加える。

第四条の三第一項第五号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号イ中「又は」を「若しくは」に改め、「外国政府等」の下に「又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体」を加え、同号ロ中「外国政府等」の下に「又は前号に掲げるもの」を加え、同号ハ中「外国政府等又は」を「外国政府等若しくは当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体又は当該外国政府等に係る」に改め、「所有する株式の数又は出資の金額」の下に「を合計した株式の数又は出資の金額」を加え、同号ニ中「国又は」を「国若しくは」に改め、「属する外国政府等」の下に「又は当該外国政府等に対し前号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体」を加え、「当該外国政府等」を「、当該外国政府等又は当該外国政府等に対し同号に規定する義務を負う法人その他の団体」に改め、「その他の従業者であるもの」の下に「と、当該外国政府等に対し同号に規定する義務を負う個人と」を加え、同号ホ中「外国政府等」の下に「又は前号に掲げるもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　外国政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して四十五日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の対内直接投資等に関する政令（以下この項において「新令」という。）第三条の二第一項第四号から第六号まで及び第二項第三号の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法（以下この項において「法」という。）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下この項において「対内直接投資等」という。）について、新令第四条の三第一項第四号から第六号までの規定は、施行日以後に行う法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）について、それぞれ適用し、施行日前に行った対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第七号

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十一項第一号及び第五号、第三条第一項第十二号、第三条の二第一項第五号イ並びに第二項第三号及び第五号、第四条の三第一項第五号イ及び第二項第三号並びに第六条の五の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月四日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対内直接投資等の定義に関する事項） **第二条**　対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者 イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。） ［ロ～ト　略］ 二　［略］	（対内直接投資等の定義に関する事項） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ イ　当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び第七条第四項において同じ。）又は投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。） ［ロ～ト　同上］ 二　［同上］

三　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

［イ・ロ　略］

２　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一　［略］

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第七項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

［三～七　略］

［３～７　略］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［略］

２　令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

［一～九　略］

十　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第七項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

［十一～二十五　略］

［３～９　略］

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。以下この項及び第七条第四項第五号において同じ。）又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

２　［略］

３　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

４　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に該当するものを除く。）とする。

一　その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその子会社等

三　令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

［イ・ロ　同上］

２

［同上］

一　

［同上］

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第五項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

［三～七　同上］

［３～７　同上］

（対内直接投資等の届出等）

第三条　［同上］

２　［同上］

［一～九　同上］

十　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第五項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

［十一～二十五　同上］

［３～９　同上］

（対内直接投資等の届出の特例に関する事項）

第三条の二　令第三条の二第一項第四号イ及び令第四条の三第一項第四号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。第七条第四項第四号において同じ。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

２　［同上］

３　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

［項を加える。］

二　令第三条の二第一項第四号から第六号までに掲げるものとの契約に基づき、同項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前号に掲げるものを除く。）

三　前号又は本号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

5　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

6　［略］

7　令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

［二・三　略］

四　令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五　第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

［項を加える。］

5　［同上］

4　［同上］

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

［二・三　同上］

四　令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

［号を加える。］

六　第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七～十　［略］

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　［略］

2　令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

［二～七　略］

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　［略］

［2・3　略］

4　第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一　別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

二　令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

三　第三条の二第四項各号に掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

四　［略］

［号を加える。］

五～八　［同上］

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　［同上］

2　［同上］

一　特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

［二～七　同上］

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

二　令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

［号を加える。］

三　［同上］

五　外国政府等若しくは外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体が任命し、若しくは指名しているもの、外国政府等若しくは外国政府等に対し同号に規定する義務を負う法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者又は外国政府等に対し同号に規定する義務を負う個人が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合

六　［略］

七　報告者が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

八　報告者が第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九　報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第六項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十　報告者が第三条の二第六項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

十一・十二　［略］

［5～7　略］

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［略］				
三	［略］	外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第六項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	［略］	［略］
［略］				

四　外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合

五　［同上］

六　報告者が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合［号を加える。］

七　報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

八　報告者が第三条の二第四項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

九・十　［同上］

［5～7　同上］

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［同上］				
三	［同上］	外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第四項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	［同上］	［同上］
［同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

別紙様式第一を次のように改める。

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年　　月　　日

☐　本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
☐　内閣総理大臣（警察庁）
☐　内閣総理大臣（金融庁）
☐　総　務　大臣
☐　厚生労働大臣
☐　農林水産大臣
☐　経済産業大臣
☐　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="8">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金 総議決権	取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口）） 取得前、一任運用前又は設立時　個 取得後又は一任運用後　個
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　％ （取得前又は一任運用前　％）
	(6) 事前届出業種に該当する理由	
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 取得又は一任運用をしようとする株式等	(1) 上場、非上場等の区分（該当分に〇）	イ　上場銘柄 ロ　店頭売買銘柄 ハ　その他
	(2) 取得又は一任運用の態様（該当分に〇）	イ　設立新株等の取得 ロ　増資新株等の取得 ハ　旧株等の譲受による取得 ニ　設立新株等への一任運用 ホ　増資新株等への一任運用 ヘ　旧株等の譲受による一任運用 ト　その他　（　）
	(3) 数量、取得・一任運用価額等	数量 株式　株（口） 議決権　個 取得価額又は一任運用価額　円 （一株・口　当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　％ （取得前又は一任運用前の比率　％） 取得後又は一任運用後の議決権比率　％ （取得前又は一任運用前の比率　％）
	(4) 取得又は一任運用の時期	
	(5) 支払の時期	

	(6)　取得又は一任運用の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		譲渡数量	
3　取得又は一任運用の目的等	(1)　取得又は一任運用の目的（該当分に〇）	イ　資産運用 ロ　経営関与 ハ　関係会社の設立又は資金調達の支援 ニ　国内会社との合弁会社の設立 ホ　その他　（　　）	
	(2)　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法		
	(3)　事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性（該当分に〇）	イ　あり （　　） ロ　なし	
4	対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号への該当性	□第１号　□第２号　□第３号　□第４号　□第５号　□第６号 □上記のいずれにも該当しない	
5	対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号への該当性	□第１号　□第２号　□第３号 □上記のいずれにも該当しない	
6	届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	
		国有企業等との関係	
		届出者との関係	

7	届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	
		届出者との関係	
		数量	株式　株 議決権　個
		出資比率 議決権比率	% %
8	事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に〇）	イ　あり （　　） ロ　なし	
9	その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

（記入要領）

1　届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により、法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。

2　本届出書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3　本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

4　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

5　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

6　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

8　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

9　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「９　その他の事項」欄に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

10　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

11　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

13　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

14　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

15　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を数量に加えること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式の数及び届出者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び届出者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における届出者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑷　取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日において、取得又は一任運用の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得又は一任運用の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑸　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑹　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

17　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「⑴　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。「⑵　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、「イあり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、⑵から⑶までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

18　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該届出者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

22　「８　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令３条の２第２項４号又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第７項第１号から第６号まで（第４号については、令第３条の２第２項第３号ロに掲げる行為を行う場合に、第５号及び第６号については、命令第３条の２第４項各号に掲げるものが令第３条の２第２項第３号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第４条の３第２項第２号又は対内直接投資等に関する命令第４条の３第２項第１号から第３号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書受理日の間に、基準違反等を目的とする対内直接投資等又は基準違反等を目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

23　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「９　その他の事項」欄に記入すること。

24　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十一の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年　月　日

☐　本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
☐　内閣総理大臣（警察庁）
☐　内閣総理大臣（金融庁）
☐　総　務　大臣
☐　厚生労働大臣
☐　農林水産大臣
☐　経済産業大臣
☐　国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="8">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3">責任者の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者となる法的根拠（該当分に○）</td><td colspan="3">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3">責任者の氏名</td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別紙様式第三中「第３条の２第１項第３号から第５号まで」を「第３条の２第１項第３号から第６号まで」に改める。
別紙様式第三の二中「第３条の２第１項第３号及び第４号」を「第３条の２第１項第３号から第５号まで」を「第３条の２第１項第３号から第６号まで」に改める。
別紙様式第三の三から第七の二まで及び別紙様式第七の四中「第３条の２第１項第３号から第５号まで」を「第３条の２第１項第３号から第６号まで」に改める。
別紙様式第十一の二を次のように改める。

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称及び証券コード	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口））
	(5) 事前届出業種に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 取得又は一任運用をした株式（持分）	(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率　％ （取得前又は一任運用前の比率　％） 取得後又は一任運用後の議決権比率　％ （取得前又は一任運用前の比率　％）
	(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率　％ 議決権比率　％
	(3) 取得年月日	
3 基準の遵守等に関する誓約	報告者は、外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第１号　□　同第２条第２号　□　同第２条第３号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第４号 （発行会社（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等に限る。）が、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合） 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 □　基準告示第２条第５号　□　同第２条第６号	

4 報告者の属性に関する事項	□ 報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 □ 「6　報告者の属性」及び「7　許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点（　　年　　月　　日付）から変更がないため、別紙を省略します。
5 その他の事項	

別紙

		氏名又は名称及び代表者の氏名	
	(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの	住所又は主たる事務所の所在地	
		国籍又は設立国	
		職業又は営んでいる事業の内容	
		ウェブページのリンク	
		国有企業等との関係	
		報告者との関係	

6 報告者の属性	(2) 特定株主等	
	(3) 役員構成	
	(4) 要件該当性	□ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号に規定する要件に該当しません。 □ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する要件に該当しません。

7 許認可等金融機関等の属性	⑴ 許認可等金融機関等の種類等	□ 対内直接投資等に関する政令第３条の２第２項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第６項第１号（第一種金融商品取引業者） □ 同項第２号（運用会社） □ 同項第３号（投資法人） □ 同項第４号（銀行） □ 同項第５号（保険会社） □ 同項第６号（運用型信託会社） □ 同項第７号（高速取引行為者） □ 投資銀行業務等を行っています。
	⑵ 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）	
	⑶ 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）	

（記入要領）

1　本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。

2　本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。

3　発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10％以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

4　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

5　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

6　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

7　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

8　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

9　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

10　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「５　その他の事項」欄に記入すること。

11　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑴　名称及び証券コード」欄について、発行会社が上場会社等である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10％未満となるときは、証券コードを記載することで、「１　発行会社」欄中「⑵　本店の所在地」から「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。

13　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称及び証券コード」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

15　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものが所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

17　「３　基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には外国為替及び外国貿易法第27条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の２第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第２条第１号から第３号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第３条の２第２項第３号イ及び対内直接投資等に関する命令第３条の２第６項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第２条第４号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が命令第３条の２第４項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第２条第５号及び第６号についても印を付けて誓約すること。

18　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、報告者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「６　報告者の属性」欄中「⑵　特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10％以上となるもの又は会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍又は設立国、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。

22　「６　報告者の属性」欄中「⑶　役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第１項第５号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。

23　「７　許認可等金融機関等の属性」欄中「⑴　許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第３条の２第２項第３号イ又は対内直接投資等に関する命令第３条の２第６項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第１号又は第４号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第１項第３号若しくは第35条第１項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。

24　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第十九の二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する変更報告書

年　月　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
□内閣総理大臣（警察庁）
□内閣総理大臣（金融庁）
□総　務　大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣　殿
（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名		
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

別紙様式第十九の二を次のように改める。

下記のとおり報告します。

1　変更報告の対象となる報告書の提出年月日			
2　変更の内容等	(1)　変更の内容（該当分に○）	イ　特定株主の変更（対内直接投資等に関する命令第７条第４項第１号） ロ　国有企業等の特定株主への追加（同項第２号） ハ　第３条の２第４項各号に該当するものの特定株主への追加（第７条第４項第３号） ニ　役員又は代表取締役の３分の１の国籍変更（同項第４号） ホ　外国政府等関係者等の役員への追加（同項第５号） ヘ　最終親会社等の変更（同項第６号） ト　国有企業等への該当（同項第７号） チ　第３条の２第４項各号への該当（第７条第４項第８号） リ　許認可等金融機関等への該当性の変更（同項第９号） ヌ　投資銀行業務等の開始・停止（同項第10号） ル　許認可等金融機関等の監督機関の変更（同項第11号） ヲ　許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更（同項第12号）	
	(2)　変更内容の詳細	変　更　前	変　更　後
3　変更が生じた理由			
4　変更が生じた年月日			
5　その他の事項			

（記入要領）

1　本報告書は、「1　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載とすること。

2　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

7　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「2　変更の内容等」欄中「(2)　変更内容の詳細」欄では、「1　変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「2　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。

9　「3　変更が生じた理由」欄は、「2　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由

が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。

10　「４　変更が生じた年月日」欄は、「２　変更の内容等」欄中「(1)　変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和七年五月十九日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令（次項において「新命令」という。）の規定は、この命令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下この項において「対内直接投資等」という。）又は同条第三項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）について適用し、施行日前に行った対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。

3　新命令別紙様式第一、第三から第七の二まで及び第七の四による届出書並びに新命令別紙様式第十一の二及び第十九の二による報告書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令（以下この項において「旧命令」という。）別紙様式第一、第三から第七の二まで及び第七の四による届出書並びに旧命令別紙様式第十一の二及び第十九の二による報告書を取り繕い使用することができる。

法規的告示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第五号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（令和二年四月文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月四日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～八　略］ 九　秘密技術関連情報　発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 ［十・十一　略］ 十二　特定業種　令第三条の二第二項第三号に規定する特定業種をいう。	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　秘密技術関連情報　発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員等に係る就業条件、報酬その他の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 ［十・十一　同上］ ［号を加える。］

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条　法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一　外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

［二・三　略］

四　外国投資家は、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）

第二条　［同上］

一　外国投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

［二・三　同上］

四　外国投資家は、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む同号に規定する国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種をいう。）に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な

気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。

五‖　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。

イ　非公開情報であることを知りながら、当該情報を取得すること（発行会社等が自主的に提供した場合であって、その提供を受けた目的及び条件の範囲内で当該情報が利用される場合を除く。）

ロ　非公開情報であることを知りながら、当該情報の自己又は第三者への開示を提案すること

ハ　非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他これらに準ずるものの変更を提案すること（(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも該当することが客観的に明らかである場合又はロに掲げる行為に該当する場合を除く。）

(1)　法令又は当該発行会社等が一方の当事者となる契約その他の取決めに違反しないこと

(2)　イ又はロに掲げる行為を行うことを容易にしないこと

(3)　非公開情報の管理を強化すること

六‖　命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあっては、令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

［一・二　略］

三　金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。以下同じ。）を行うもの若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又はこれらの意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。

［号を加える。］

［一・二　同上］

三　金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。以下同じ。）を行うもの若しくは銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又はこれらの法令に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例）

第三条　［同上］

［号を加える。］

法令に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。）を受けて第一種金融商品取引業若しくは銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもので、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の四第一項第二号に掲げる措置と同等の措置（次号において「利益相反管理のための措置」という。）を講じなければならないとされているもの（以下「第一種金融商品取引業者等」という。）が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合　前条第三号イ及びロ

四　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門（投資銀行業務等を行う部門（以下この号及び第六号において「投資銀行部門」という。）又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券（同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門（以下この号において「自己勘定投資部門」という。）がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く（自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。）。第六号において同じ。）に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。第六号において同じ。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

五　第一種金融商品取引業者等が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合　前条第五号イ及びロ

六　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門に非公開情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

［号を加える。］

［号を加える。］

いこと及び発行会社等に対して非公開情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第五号イ及びロ

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和七年五月十九日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の規定は、この告示の適用の日（以下この項において「適用日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等（以下この項において「対内直接投資等」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等については、なお従前の例による。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十八条の二第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（令和二年四月文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月四日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～八　略］ 九　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 ［十～十二　略］ （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準） **第二条**　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに特定取得を行った法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。 一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　秘密技術関連情報　発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報（発行会社等の役員等に係る就業条件、報酬その他の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 ［十～十二　同上］ （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準） **第二条**　［同上］ 一　外国投資家は、当該特定取得に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、同項第二号

イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

［二・三　略］

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

［一～三　略］

四　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門（投資銀行業務等を行う部門（以下この号において「投資銀行部門」という。）又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券（同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門（以下この号において「自己勘定投資部門」という。）がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く（自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。）に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

［二・三　同上］

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

［一～三　同上］

四　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務若しくはこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門（投資銀行業務等を行う部門（以下この号において「投資銀行部門」という。）又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門（以下この号において「自己勘定投資部門」という。）がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く（自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。）に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和七年五月十九日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の規定は、この告示の適用の日（以下この項において「適用日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った特定取得については、なお従前の例による。

○財務省告示第九十七号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定め、令和七年四月一日から適用する。

ただし、令和六年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び令和七年度における予備費使用に係る経費を除く。

令和七年四月四日

財務大臣　加藤　勝信

別　表

1　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所　管	組　織	項
内閣府	内閣本府	アイヌ政策推進費のうち
		アイヌ政策推進交付金
		地方創生支援費のうち
		新しい地方経済・生活環境創生交付金
		地方創生基盤整備事業推進費
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄振興特定事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち
		沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
	地方創生推進事務局	地方創生推進費
	こども家庭庁	児童福祉施設等整備費のうち
		就学前教育・保育施設整備交付金
		次世代育成支援対策施設整備交付金
総務省	総務本省	情報通信技術利用環境整備費のうち
		放送ネットワーク整備支援事業費補助金
		電波利用料財源電波監視等実施費のうち
		無線システム普及支援事業費等補助金
	消防庁	消防防災体制等整備費のうち
		消防防災施設整備費補助金
外務省	外務本省	分野別外交費のうち
		安全保障能力強化等援助費
		経済協力費のうち
		政府開発援助経済開発等援助費
文部科学省	文部科学本省	高等教育振興費のうち
		国立大学改革・研究基盤強化推進補助金
		私立学校振興費のうち
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		私立学校施設整備費補助金
		私立大学等研究推進費補助金
		国立大学法人施設整備費
		公立文教施設整備費のうち
		部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金
		公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
		公立学校施設整備費負担金
		公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
		学校施設環境改善交付金
	スポーツ庁	私立学校振興費
	文化庁	文化財保存事業費のうち
		国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
		国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
		史跡等購入費補助金
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費のうち
		医療施設等施設整備費補助金
		医療介護提供体制改革推進交付金
		医療提供体制施設整備交付金
		保健衛生施設整備費
		社会福祉施設整備費
		障害保健福祉費のうち
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
		介護保険制度運営推進費のうち
		医療介護提供体制改革推進交付金
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費のうち
		施設整備費
農林水産省	農林水産本省	農林水産物・食品輸出促進対策費のうち
		農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
		食料安全保障確立対策費のうち
		食料安全保障確立対策整備交付金
		担い手育成・確保等対策費のうち
		担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金
		農地集積・集約化等対策費のうち
		農地集積・集約化等対策整備交付金
		農業生産基盤整備推進費のうち
		特殊自然災害対策整備費補助金
		農業水利施設保全管理整備交付金
		海岸事業費

		国産農産物生産基盤強化等対策費のうち
		新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金
		牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費のうち
		牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金
		農業・食品産業強化対策費のうち
		農業・食品産業強化対策整備交付金
		農林水産業環境政策推進費のうち
		農林水産業環境政策推進整備交付金
		農業農村整備事業費
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		農山漁村活性化対策費のうち
		農山漁村活性化対策整備交付金
		農山漁村情報通信環境整備交付金
		農山漁村地域整備事業費
		風水害等対策費
		農業施設災害復旧事業費
		農業施設災害関連事業費
	林野庁	治山事業費
		森林整備事業費のうち
		森林環境保全整備事業費
		森林整備事業調査費
		森林環境保全整備事業費補助
		水源林造成事業費補助
		後進地域特例法適用団体補助率差額
		美しい森林づくり基盤整備交付金
		森林整備・林業等振興対策費のうち
		森林整備・林業等振興整備交付金
		山林施設災害復旧事業費
		山林施設災害関連事業費
	水産庁	漁村活性化対策費のうち
		漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金
		海岸事業費
		水産業強化対策費のうち
		水産業強化対策整備交付金
		水産基盤整備費
		漁港施設災害復旧事業費
		漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	工業用水道事業費
		産業保安確保費のうち
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費
		住宅対策諸費のうち
		住宅建設事業調査費
		港湾環境整備事業費
		道路環境改善事業費
		水資源開発事業費
		国営公園等事業費
		都市水環境整備事業費
		上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費
		水道施設整備費
		下水道事業費
		市街地防災事業費
		住宅防災事業費
		都市公園防災事業費
		下水道防災事業費
		河川整備事業費
		多目的ダム建設事業費
		総合流域防災事業費
		砂防事業費
		防災・減災対策等強化事業推進費
		海岸事業費
		鉄道安全対策事業費
		道路交通安全対策事業費
		港湾事業費
		地域連携道路事業費のうち
		地域連携道路事業費
		営繕宿舎費
		道路調査費
		地域連携道路事業費補助
		高速道路連結部整備事業費補助
		高速道路自動車駐車場整備事業費補助
		道路調査費補助
		後進地域特例法適用団体補助率差額
		特定連絡道路工事資金貸付金
		整備新幹線建設推進高度化等事業費
		整備新幹線整備事業費
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入

		都市再生・地域再生整備事業費のうち
		都市開発事業調査費
		都市構造再編集中支援事業費補助
		市街地再開発事業費補助
		都市再生推進事業費補助
		都市開発資金貸付金
		鉄道網整備事業費
		都市・地域交通整備事業費
		道路交通円滑化事業費
		社会資本整備円滑化地籍整備事業費
		社会資本総合整備事業費
		官民連携基盤整備推進調査費
		離島振興費のうち
		小笠原諸島振興開発事業費補助
		離島振興事業費
		北海道開発事業費
		北海道特定特別総合開発事業推進費
		官庁営繕費のうち
		施設整備費
		河川等災害復旧事業費
		住宅施設災害復旧事業費
		鉄道施設災害復旧事業費
		河川等災害関連事業費
	海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業費
		船舶交通安全基盤災害復旧事業費
環境省	環境本省	資源循環政策推進費のうち
		廃棄物処理施設整備交付金
		廃棄物処理施設整備費
		環境保全施設整備費のうち
		施設整備費
		環境保全施設整備交付金
		自然公園等事業費
		廃棄物処理施設災害復旧事業費
防衛省	防衛本省	防衛力基盤強化推進費のうち
		装備品取得等業務効率化推進庁費
		公務員宿舎施設費
		提供施設等整備費
		不動産購入費
		障害防止対策事業費補助金
		教育施設等騒音防止対策事業費補助金
		施設周辺整備助成補助金
		道路改修等事業費補助金
		施設周辺整備統合事業費補助金
		再編推進事業費補助金
		特定防衛施設周辺整備調整交付金
		移転等補償金
		施設運営等関連補償費
		防衛力基盤強化施設整備費のうち
		施設整備費
		公務員宿舎施設費
		不動産購入費
		武器車両等整備費のうち
		武器購入費
		通信機器購入費
		車両購入費
		弾薬購入費
		諸器材購入費
		艦船整備費のうち
		艦船修理費
		艦船建造費のうち
		艦艇建造費
		支援船建造費
		航空機整備費
		在日米軍等駐留関連諸費のうち
		提供施設等整備費
		提供施設移設整備費
		合衆国軍隊特別協定訓練資機材調達費支出金
	防衛装備庁	防衛力基盤強化推進費のうち
		試作品費
		装備品安定製造等確保事業費
		防衛技術研究開発委託費
		防衛イノベーション科学技術実証型研究委託費
		防衛技術研究開発補助金
		防衛力基盤強化施設整備費のうち
		施設整備費

⑵　継続費（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
防衛省	防衛本省	令和３年度潜水艦建造費
		令和４年度甲Ⅴ型警備艦建造費
		令和４年度潜水艦建造費

		令和５年度甲Ｖ型警備艦建造費
		令和５年度潜水艦建造費
		令和６年度甲Ｖ型警備艦建造費
		令和６年度甲Ⅵ型警備艦建造費
		令和６年度潜水艦建造費
		令和７年度甲Ｖ型警備艦建造費
		令和７年度潜水艦建造費

⑶　国庫債務負担行為

所管	組織	事項
内閣府	内閣本府	沖縄公立学校施設整備費負担
		沖縄堰堤維持
		沖縄堰堤公物管理補助業務
		沖縄地域連携道路事業
		沖縄道路整備事業発注者支援業務
		沖縄道路交通円滑化事業
		沖縄道路維持
		沖縄道路公物管理補助業務
		民間資金等活用沖縄無電柱化推進等事業
		沖縄道路修繕事業
		沖縄港湾改修事業
		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
		沖縄道路交通安全施設等整備事業
		沖縄交通事故重点対策道路事業
		沖縄無電柱化推進事業
		沖縄かんがい排水事業
		沖縄水産基盤整備事業費補助
外務省	外務本省	経済開発等援助
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費補助
		公立学校施設整備費負担
農林水産省	農林水産本省	海岸保全施設整備事業
		競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務
		かんがい排水事業
		農業水利施設管理
		農業水利施設管理業務
		農用地再編整備事業
		総合農地防災事業
		農業競争力強化基盤整備事業費補助
		農村整備事業費補助
		農村地域防災減災事業費補助
	林野庁	国有林野内治山事業
		治山事業費補助
		森林環境保全整備事業
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業
		国有林間伐等事業
		森林環境保全整備事業費補助
	水産庁	水産物供給基盤整備事業費補助
国土交通省	国土交通本省	港湾廃棄物処理施設整備事業費補助
		沿道環境改善事業
		道路整備事業等発注者支援業務
		無電柱化推進事業
		民間資金等活用無電柱化推進等事業
		現場事務所等営繕
		無電柱化推進事業費補助
		国営公園等整備
		国営公園等事業発注者支援業務
		国営公園等維持管理
		国際園芸博覧会政府出展事業
		都市公園事業費補助
		総合水系環境整備事業
		治水事業等発注者支援業務
		河川都市基盤整備事業
		河川改修事業
		治水事業用地補償総合技術業務
		車両管理業務
		河川維持修繕
		河川等公物管理補助業務
		建設機械購入
		堰堤維持
		河川総合開発事業
		流況調整河川事業
		河川工作物関連応急対策事業
		堰堤改良事業
		特定洪水対策等推進事業費補助
		特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助
		多目的ダム建設事業
		総合流域防災対策事業
		砂防事業
		地すべり対策事業

砂防管理
特定緊急砂防事業
特定土砂災害対策推進事業費補助
海岸保全施設整備事業
海岸事業発注者支援業務
競争導入公共サービス海岸事業港湾情報処理システム等機能提供業務
海岸維持管理
海岸保全施設整備事業費補助
道路更新防災対策事業
道路維持
道路除雪
道路公物管理補助業務
民間資金等活用交通連携道路等事業
民間資金等活用道路修繕等事業
道路修繕事業
雪寒地域道路交通確保事業
交通連携道路事業
道路交通安全施設等整備事業
交通事故重点対策道路事業
道路更新防災等対策事業費補助
交通連携道路事業費補助
道路交通安全施設等整備事業費補助
港湾改修事業
港湾整備事業等発注者支援業務
競争導入公共サービス港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
港湾作業船建造
港湾作業船整備
特定離島港湾施設整備事業
特定離島港湾施設整備事業発注者支援業務
競争導入公共サービス特定離島港湾施設整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
特定離島港湾維持管理
港湾改修事業費補助
地域連携道路事業
道路整備事業用地補償総合技術業務
地域連携道路事業費補助
都市再生推進事業費補助
道路交通円滑化事業
離島港湾改修事業
離島港湾整備事業発注者支援業務
競争導入公共サービス離島港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
離島かんがい排水事業
競争導入公共サービス離島土地改良事業現場技術業務
離島海岸保全施設整備事業費補助
離島治山事業費補助
離島道路更新防災等対策事業費補助
離島港湾改修事業費補助
離島水産基盤整備事業費補助
北海道海岸保全施設整備事業
北海道海岸事業発注者支援業務
北海道国有林野内治山事業
北海道河川改修事業
北海道治水事業発注者支援業務
北海道河川維持修繕
北海道河川等公物管理補助業務
北海道堰堤維持
北海道河川総合開発事業
北海道河川工作物関連応急対策事業
石狩川幾春別川総合開発建設工事
北海道堰堤改良事業
北海道砂防事業
北海道道路更新防災対策事業
北海道道路整備事業発注者支援業務
北海道地域連携道路事業
北海道道路交通円滑化事業
北海道道路維持
北海道道路除雪
北海道道路公物管理補助業務
民間資金等活用北海道無電柱化推進等事業
北海道建設機械購入
北海道道路修繕事業
北海道雪寒地域道路交通確保事業
北海道港湾改修事業
競争導入公共サービス北海道港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
北海道総合水系環境整備事業
北海道道路交通安全施設等整備事業
北海道交通事故重点対策道路事業

		北海道無電柱化推進事業
		北海道かんがい排水事業
		北海道農用地再編整備事業
		北海道特定漁港漁場整備事業
		北海道特定漁港漁場整備事業発注者支援業務
		北海道特定土砂災害対策推進事業費補助
		北海道港湾改修事業費補助
		北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助
		北海道農村整備事業費補助
		北海道農村地域防災減災事業費補助
		官庁営繕
		道路災害復旧事業
		河川大規模災害関連事業
	海上保安庁	大型巡視船等整備
		大型巡視艇代船建造
		大型測量船代船建造
防衛省	防衛本省	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業
		提供施設等整備
		障害防止対策施設整備
		障害防止対策事業費補助
		教育施設等騒音防止対策事業費補助
		施設周辺整備助成補助
		道路改修等事業費補助
		教育訓練用器材借入れ等
		装備品取得等効率化推進業務
		教育訓練用器材購入
		教育訓練用器材整備
		自衛隊施設整備
		公務員宿舎改修等
		武器購入
		通信機器購入
		車両購入
		弾薬購入
		諸器材購入
		武器車両等整備
		民間資金等活用通信衛星整備等事業
		艦船整備
		特定防衛調達艦船整備
		艦船建造
		航空機購入
		航空機整備
		特定防衛調達航空機整備
		提供施設移設整備
	防衛装備庁	装備品安定製造等確保事業
		研究開発
		自衛隊施設整備

2　特別会計

⑴　歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	特別会計	項
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	特定国有財産整備勘定	特定国有財産整備費のうち
		特定施設整備費
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	燃料安定供給対策費のうち
		石油貯蔵施設立地対策等交付金
		エネルギー需給構造高度化対策費のうち
		エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金
		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費のうち
		脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金
	電源開発促進勘定	電源立地対策費のうち
		電源立地等推進対策交付金
		電源立地地域対策交付金
		原子力安全規制対策費のうち
		原子力施設等防災対策等交付金
内閣府及び厚生労働省	子ども・子育て支援	
	子ども・子育て支援勘定	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち
		子ども・子育て支援施設整備交付金
農林水産省	食料安定供給	
	国営土地改良事業勘定	土地改良事業費
国土交通省	自動車安全	
	空港整備勘定	空港整備事業費
		北海道空港整備事業費
		離島空港整備事業費
		沖縄空港整備事業費
		航空路整備事業費
		成田国際空港等整備事業資金貸付金
		空港等災害復旧事業費

所管	特別会計・所管・組織	項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興復興庁	原子力災害復興再生支援事業費のうち 福島再生加速化交付金 生活基盤行政復興事業費のうち 消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費のうち 私立大学等経常費補助金 社会保障等復興事業費のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興事業費 東日本大震災復興事業費のうち 国営追悼・祈念施設整備費 農業水利施設放射性物質対策事業費 森林環境保全整備事業費 農業生産基盤整備事業調査費 治山事業費補助 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 農業生産基盤整備事業調査費補助 社会資本整備総合交付金 東日本大震災災害復旧等事業費

(2)　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項
農林水産省	食料安定供給	かんがい排水事業
	国営土地改良事業勘定	
国土交通省	自動車安全	空港整備
	空港整備勘定	空港整備事業発注者支援業務 競争導入公共サービス空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 現場事務所営繕 航空旅客動態調査業務 空港整備事業費補助 北海道空港整備 競争導入公共サービス北海道空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 北海道航空旅客動態調査業務 離島空港整備
		離島空港整備事業費補助 沖縄空港整備 競争導入公共サービス沖縄空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 沖縄航空旅客動態調査業務 航空路整備

3　繰越経費

財政法第34条の２第１項の規定により令和６年度において指定された経費で、令和７年度に繰り越されたもののうち、前２号に掲げるもの以外のもの。

○厚生労働省告示第百四十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月四日　厚生労働大臣　福岡　資麿

令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定に基づき定める令和七年度の血液製剤（同項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）に基づくものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　アルブミン　加熱人血漿（しょう）たん白及び人血清アルブミン

二　組織接着剤　フィブリノゲン加第Ⅻ因子及びフィブリノゲン配合剤

三　血液凝固第Ⅷ因子　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子及び抗血液凝固第Ⅸａ／Ⅹ因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体

四　血液凝固第Ⅸ因子　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子

五　インヒビター製剤　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子及び抗組織因子経路インヒビター抗体

六　血液凝固第Ⅷ因子　ヒト血漿（しょう）由来乾燥血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子

七　人免疫グロブリン　人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

八　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン

九　抗破傷風人免疫グロブリン　抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

十　アンチトロンビンⅢ　乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ及び遺伝子組換え型人アンチトロンビン

十一　人プロテインＣ　乾燥濃縮人プロテインＣ及び乾燥濃縮人活性化プロテインＣ

第一　令和七年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

令和七年度において必要と見込まれる血液製剤の量は、血液製剤の製造販売業者等（法第二十六条第三項に規定する製造販売業者等をいう。以下同じ。）における供給見込量等を踏まえ、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（ア）欄に定めるとおりとする。

第二　令和七年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第一及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、令和七年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の量の目標は、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（イ）欄に定めるとおりとする。

第三　令和七年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第二及び令和五年度実績を踏まえ、令和七年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、百二十四万リットルとする。

第四　令和七年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

令和七年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の量の目標は、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（ウ）欄に定めるとおりとする。

第五　その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

一　原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次に定めるとおりとする。

1　原料血漿の標準価格は、(1)又は(2)に掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)又は(2)に定めるとおりとする。

(1)　凝固因子製剤用　一リットル当たり一二、二一〇円

(2)　その他の分画用　一リットル当たり一一、一八〇円

2　血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

(1)　武田薬品工業株式会社

イ　その他の分画用　三十万リットル

(2)　一般社団法人日本血液製剤機構

イ　凝固因子製剤用　二十五万リットル

ロ　その他の分画用　四十一万リットル

(3)　ＫＭバイオロジクス株式会社

イ　凝固因子製剤用　七万リットル

ロ　その他の分画用　十七万リットル

（注）

1　「凝固因子製剤用」とは、成分採血による採血後六時間以内又は全血採血による採血後八時間以内に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第Ⅷ因子を含む全ての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2　「その他の分画用」とは、成分採血による採血後六時間以上又は全血採血による採血後八時間以上経過した後に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

二　令和七年度に輸出すると見込まれる血液製剤の種類及び量

令和七年度に輸出すると見込まれる血液製剤の量は、別表の血液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（エ）欄に定めるとおりとする。

第六　その他

製造販売業者等は、平成十三年三月に遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止、平成二十七年六月に一般財団法人化学及血清療法研究所が製造販売する血液製剤の出荷差止め並びに平成二十八年熊本地震及び平成三十年北海道胆振東部地震による血液製剤製造設備の被災等による血液製剤の供給不足等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう一定量の在庫を保有することが望ましい。

また、血液製剤の輸出については、血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じないよう、配慮することが望ましい。

別表

血液製剤の種類	換算規格	需要見込（ア）	製造・輸入目標量（イ） 国内血漿由来（ウ）	輸入血漿由来	遺伝子組換え	計	輸出量（エ）	令和6年度末在庫量（見込）	供給可能量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	2,191,600	1,648,900	434,600	－	2,083,600	－	956,200	3,039,700
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	28,500	29,800	－	－	29,800	－	13,500	43,300
組織接着剤	cm^2	10,658,400	5,225,000	5,665,300	－	10,890,300	－	3,464,800	14,355,100
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	620,700	48,400	－	519,300	567,700	－	407,400	975,100
	延人数	103,900	－	－	105,000	105,000	－	47,200	152,200
血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	111,200	29,200	－	103,800	132,900	3,400	72,900	202,400
インヒビター製剤	延人数	51,200	3,200	900	83,000	87,100	－	11,200	98,300
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	1000単位 1瓶	6,400	－	5,900	－	5,900	－	3,500	9,300
血液凝固第Ⅻ因子	1瓶	93,300	－	81,000	200	81,200	－	44,200	125,300
ヒトフォン・ヴィレブランド因子	1瓶	10,000	－	－	10,400	10,400	－	6,200	16,600
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	3,081,000	2,041,400	919,600	－	2,961,000	－	1,259,800	4,220,800
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	13,300	1,900	10,500	－	12,400	－	10,200	22,500
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,900	－	11,200	－	11,200	－	11,500	22,700
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	37,700	－	31,200	－	31,200	－	48,700	79,900
アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	303,900	180,000	－	128,400	308,400	－	102,600	411,000
人プロテインＣ	2500単位 1瓶	700	0	1,000	－	1,000	－	1,100	2,100
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	39,000	41,000	－	－	41,000	－	11,400	52,400
乾燥濃縮人C1－インアクチベーター	500倍 1瓶	64,700	－	66,100	－	66,100	－	18,500	84,600
乾燥濃縮人α－１－プロテイナーゼインヒビター	1瓶	1,700	－	900	－	900	－	800	1,700
ヘミン	0.25g 1管	500	－	300	－	300	－	200	500

（注1）数値は、製品の規格別に換算された数量を集計し、代表的な規格・単位（換算規格）に換算したうえ、四捨五入により1000の整数倍で表示した。

（注2）「令和6年度末在庫量（見込）」及び「供給可能量」の表は、参考である。

その他告示

○農林水産省告示第五百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき令和五年十二月二十八日農林水産省告示第二千二十号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月四日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和６管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和６年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和６年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和６管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和６年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和６年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 3,757.1トン	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 3,757.1トン
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	77.9
青森県	317.2
岩手県	82.5
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	15.0
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.1
東京都	10.0
神奈川県	52.0
新潟県	134.8
富山県	123.0
石川県	81.2
福井県	31.2

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	77.9
青森県	317.2
岩手県	82.7
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	15.7
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.0
東京都	9.9
神奈川県	52.0
新潟県	134.6
富山県	123.0
石川県	86.2
福井県	31.2

静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	40.7
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.9
鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	140.5
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.9
熊本県	20.5
大分県	4.4
宮崎県	25.9
鹿児島県	27.9
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	40.6
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.8
鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	140.4
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.8
熊本県	17.5
大分県	4.4
宮崎県	25.8
鹿児島県	25.9
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,516.1トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	81.1
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.1
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	61.1
東京都	62.4
神奈川県	17.9
新潟県	59.2
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	37.4
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	37.0
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	64.6
鳥取県	4.3

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

7,516.1トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	80.8
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.3
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	59.4
東京都	60.9
神奈川県	17.9
新潟県	68.6
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	35.8
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	36.8
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	63.0
鳥取県	4.3

島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	47.0
徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	212.1
熊本県	4.9
大分県	7.4
宮崎県	52.1
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	46.0
徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	210.7
熊本県	4.9
大分県	7.3
宮崎県	51.9
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

○

▷

破産手続廃止

○

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車涼制限令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年４月４日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道475号	岐阜県山県市大字西深瀬字宮前1434番３から岐阜県本巣市三橋字三本木25番18まで

２　指定する期日　令和７年４月６日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第６号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和７年４月４日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路　線　名	区　間
一般国道475号	岐阜県山県市大字西深瀬字宮前1434番３から 岐阜県本巣市三橋字三本木25番18まで

２　指定する期日　令和７年４月６日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年４月４日　　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑷⑤ハに掲げる表に次のとおり加える。

常磐自動車道の 浪江インターチェンジ	令和７年４月７日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第１号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年４月４日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．長野道・中央道リニューアル工事（岡谷地区）に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年４月７日から令和７年８月１日まで及び令和７年８月18日から令和７年11月28日まで。

⑷　対象ＩＣ

・指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
・中央自動車道長野線の岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	・中央自動車道西宮線の諏訪南ＩＣから伊那ＩＣまでの各ＩＣ、飯田山本ＩＣから中津川ＩＣまでの各ＩＣ

・中央自動車道西宮線の伊北ＩＣ、伊那ＩＣ、飯田山本ＩＣから中津川ＩＣまでの各ＩＣ	・中央自動車道西宮線の諏訪湖スマートＩＣから諏訪南ＩＣまでの各ＩＣ ・中央自動車道長野線の岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ
・中央自動車道西宮線の諏訪湖スマートＩＣから諏訪南ＩＣまでの各ＩＣ	・中央自動車道西宮線の伊北ＩＣ、伊那ＩＣ、飯田山本ＩＣから中津川ＩＣまでの各ＩＣ ・中央自動車道長野線の岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

Ⅱ．東名阪道集中工事に伴う料金調整の実施他について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、迂回を目的として、⑷に掲げる指定インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）１で流入し、指定ＩＣ２で流出するＥＴＣ車。ただし、⑸に掲げるいずれかの接続部を経由して利用する場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年４月７日から令和７年４月24日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
近畿自動車道尾鷲多気線　紀伊長島ＩＣから勢和多気ＩＣまでの各ＩＣ 近畿自動車道伊勢線　芸濃ＩＣから伊勢ＩＣまでの各ＩＣ 近畿自動車道名古屋亀山線　桑名東ＩＣから亀山ＩＣまでの各ＩＣ 近畿自動車道名古屋神戸線　菰野ＩＣ及び鈴鹿ＰＡスマートＩＣ 東海環状自動車道　東員ＩＣからいなべＩＣまでの各ＩＣ	名古屋環状２号線　各ＩＣ 名古屋高速道路公社の管理する道路の各入口・出口

⑸　対象接続部

第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状２号線又は名古屋市道高速２号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状２号線との接続部

⑹　料金算定の特例

料金調整額の算出にあたって、別添に掲げるＩＣについては、同一のＩＣとして取扱う。

⑺　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

別添

1	千音寺南ＩＣ	大治南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
	名古屋西ＩＣ		
2	大治北ＩＣ	甚目寺南ＩＣ	—
3	甚目寺北ＩＣ	清洲西ＩＣ	—
4	清洲東第一ＩＣ	清洲東第二ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
5	平田ＩＣ	山田西ＩＣ（清洲ジャンクション方面への通行を除く）	—
6	山田東ＩＣ（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
7	松河戸ＩＣ	小幡ＩＣ	—
8	大森ＩＣ	引山ＩＣ	—
9	上社ＩＣ	上社南ＩＣ	—
10	名古屋高速道路公社が管理する尾頭橋出口	名古屋高速道路公社が管理する白川入口・出口	—
11	名古屋高速道路公社が管理する烏森入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する黄金入口・出口	—
12	名古屋高速道路公社が管理する六番北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する六番南入口・出口	—
13	名古屋高速道路公社が管理する港明入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する木場入口・出口	—
14	名古屋高速道路公社が管理する堀田入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する呼続入口・出口	—

高速道路工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第12号

標記高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年４月４日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県関市広見から岐阜県山県市西深瀬まで	新設工事	令和７年４月５日
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県山県市西深瀬から岐阜県本巣市上保まで	新設工事	令和７年４月５日
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県大垣市桧町まで	新設工事	令和７年４月５日

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知出来ないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年４月４日　　見附市長　稲田　亮

1　対象となる特定空家等

(1)　所在地　新潟県見附市細越１丁目1290番地１

(2)　種類　居宅・工場

(3)　構造　木造瓦葺２階建

(4)　延床面積　188.12㎡

2　所有者等が行うべき措置の内容

３の措置の期限までに、当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを運搬し適切に処理するとともに、当該建築物を除去すること。

3　措置の期限　令和７年５月５日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

4　動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除去を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、３の措置の期限までに搬出又はその物を指定し保管し、若しくは引き渡すよう、５の問い合わせ先へ通知すること。

5　問い合わせ先

見附市役所　都市環境課　都市政策室　都市・住宅政策係

電話　0258―62―1700

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

秋田市太平山谷字中山谷二四七番地二九

秋南機工有限会社

清算人　安倍羽三郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

山形県長井市泉一九五八番地一

有限会社そばのはせ川屋

清算人　長谷川美貴

解散公告

当法人は、令和七年三月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

茨城県かすみがうら市中志筑一三四番地一

特定非営利活動法人フロンティアビレッジ茜邑

清算人　西崎　敏和

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

埼玉県さいたま市岩槻区金重九四番地四

有限会社埼伸工業

清算人　藤沼　孝子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

埼玉県さいたま市西区大字植田谷本一三七番地一

有限会社泰光建設

清算人　青木　誼

解散公告

当法人は、令和五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

千葉県我孫子市湖北台一丁目一三番七号東京事務器ビル一階

特定非営利活動法人人生いきいき

清算人　岡田　勝廣

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

千葉市中央区富士見一丁目一四番一三号千葉大栄ビル八階

株式会社インフィナイト・ソリューションズ

代表清算人　前川　裕行

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

千葉県松戸市松戸新田三六三番地の五

株式会社Ｍｒ．Ｆｅａｌｓ

代表清算人　日暮　一幸

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号

Ｎ＆Ｅ－ＢＬＤ．七階

一般社団法人予防医学推進協会

代表清算人　角田　紀臣

解散公告

当社は、令和七年二月二十七日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

Ｈｅｒｉｔａｇｅ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都江戸川区中葛西五丁目一五番一〇号

ＹＣＣビル三階　株式会社さくら建設

代表清算人　新橋　忍

解散公告

当社は、令和二年十二月十六日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都墨田区業平三丁目三番九号相澤ビル一階

株式会社優美

代表清算人　新橋　忍

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区西新宿三―七―一新宿パークタワーＮ三〇Ｆ

マスケア株式会社

代表清算人　竹本　隼

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人ＡＰＬＳ鶴ヶ島

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社Ascot Prime Logistics鶴ヶ島

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都あきる野市引田四四二番地

有限会社オーク企画

清算人　岩田千鶴子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都千代田区神田富山町一―二

株式会社デジタリンク

代表清算人　伊明　哲

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都北区志茂一丁目一五番一一―二〇一号

株式会社プロファウンド

代表清算人　石橋　秀喜

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都東大和市南街五丁目九〇番地の八

特定非営利活動法人リサイクルショップららら

清算人　千葉　總子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都目黒区本町四丁目二〇番七号

株式会社古沢工業所

代表清算人　古沢　宏雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社竹芝

代表清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー　合同会社きずな

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー　合同会社長津田

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都渋谷区上原一丁目三六番一五号

株式会社オンスイート

代表清算人　猪鹿倉周子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都世田谷区羽根木二丁目一七番一一号

有限会社ル・デパール

清算人　猪鹿倉周子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

ルノハ株式会社

代表清算人　穂積　一志

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区新宿一―三六―二新宿第七葉山ビル三Ｆ

株式会社ＧＯＬＡＺＯ

代表清算人　堤　舞　尋

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都葛飾区東水元四丁目一四番一二号

有限会社タカ彫金工房

清算人　小堀　朱実

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

ＥＮＣ一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

ＥＮＣ合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年三月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都江戸川区北葛西町五丁目三番一四号

株式会社LeFine

代表清算人　劉　盼　盼

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

Ｈｅｒｉｔａｇｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、令和元年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都千代田区麹町三丁目五番地四麹町イ

ンテリジェントビルＢ―１

一般社団法人日本栄養健康協会

代表清算人　山田　素行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都港区六本木七丁目一二番二号Ｒ７ビルディング八Ｆ　株式会社ｃｅｎｔｕｒｙ

代表清算人　水原　祥吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区西新宿六丁目一一番三号Ｄタワー西新宿一〇階

株式会社リバーサイドホテル

代表清算人　水原　祥吾

解散公告

当社は、令和七年三月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

合同会社ｅｔｈｉｃａｌｓｔｙｌｅ

清算人　齋藤　南香

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号赤坂コミュニティビル四階

一般社団法人津軽パワー

代表清算人　池田　勉

解散公告

当法人は、令和七年三月二十六日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

神奈川県横浜市旭区若葉台一―一―九〇四

一般社団法人エッジプラットフォームコンソーシアム　代表清算人　齋藤　昇三

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

神奈川県横浜市鶴見区平安町一丁目四六番地の一

旧．新栄運輸株式会社

代表清算人　筒井　康之

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

横浜市青葉区もえぎ野五番地二四

株式会社名山

代表清算人　名山亜紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

新潟県佐渡市北狄一五六一番地

株式会社Ａｃｒｏｓｓ　Ｔｈｅ　Ｓｅａ

代表清算人　菊地　祐一

解散公告

当社は、令和七年三月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

福井県福井市馬垣町板垣境五〇四番地

合同会社森脇

清算人　森脇　慎也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

長野県木曽郡木曽町新開一三三二―三

有限会社清水工務店

代表清算人　清水　久視

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岐阜県関市中之保二四六六番地

合同会社Ｌ．Ｔ

清算人　長尾　直樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

静岡県浜松市中央区和地町一六五三番地

有限会社宇津山住設

清算人　宇津山治之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

愛知県あま市七宝町遠島新開二〇番地一

合同会社りーでれ

代表清算人　稲富　友香

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

愛知県安城市東栄町四丁目六番一五号

合同会社三制電気

代表清算人　三浦　義弘

解散公告

当社は、令和七年三月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

京都市下京区中堂寺南町一三四番地

株式会社山兵

代表清算人　江村真理子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号

東洋紡ビルメンテナンス株式会社

代表清算人　安岡　重勝

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪府豊中市新千里東町一丁目五番三号

千里朝日阪急ビル内

千里朝日阪急ビル管理株式会社

代表清算人　豊島　秀一

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪市城東区東中浜三丁目七番二号

株式会社金元写真製版

代表清算人　金元　茂雄

解散公告

当社は、令和七年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

兵庫県芦屋市船戸町五―二六

株式会社千暮里

代表清算人　達谷　純子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岡山市北区駅元町二三番一二号

建労岡山保険センター株式会社

代表清算人　岩谷　住彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岡山市東区河本町三二三番地一

株式会社ナオイ

代表清算人　前田　哲夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪市北区長柄中二丁目五番三〇号

Ｅｎｆｕｃｅｌｌ　Ｊａｐａｎ柔性電子

株式会社　代表清算人　劉　光輝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

兵庫県たつの市揖西町小犬丸七五九番地

株式会社トータルダイニング

代表清算人　瀧本　研二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岡山県倉敷市大畠一六六六番地の二

株式会社ＨＳ

代表清算人　永山　久徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岡山県倉敷市大畠一六六六番地の二

株式会社ＨＲ

代表清算人　永山　久徳

解散公告

当社は、令和七年一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

広島市安佐北区亀崎二丁目一二番二六号

コンポートふるたに株式会社

代表清算人　古谷　明義

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年二月二十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

山口県美祢市伊佐町伊佐四八七〇番地

山陽火薬株式会社

代表清算人　林　豊賢

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

香川県高松市伏石町一三〇七番地三

株式会社達人会議

代表清算人　脇　光雄

解散公告

当社は、令和七年三月十二日に、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二ヶ月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

香川県善通寺市原田町五四九番地一

ヴィータ・フェリーチェＢ二〇二号

株式会社想建工

代表清算人　白川　純

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

北九州市八幡西区さつき台一―四―三

ＰＵＥＮＴＥＳ株式会社

代表清算人　分島　泰

解散公告

当社は、令和七年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

福岡市東区和白丘三丁目二五番八号

株式会社ヒントシステム

代表清算人　髙場　妙子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

福岡市西区今宿三丁目八番六号

冷熱工業株式会社

代表清算人　重成　芳伸

解散公告

当社は、令和七年一月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

佐賀県東松浦郡玄海町大字今村六一一六番地

株式会社Ｍ．Ｍ．Ｓ

代表清算人　堀田　昌宏

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

長崎県佐世保市矢峰町二二三番地三

有限会社森調剤薬局

清算人　森　修壱郎

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

宮崎県串間市大字南方四九一番地一

有限会社Ｉｓｈｉｉ

清算人　石井　三輪

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

宮崎県延岡市土々呂町六丁目一八五番地二

有限会社愛城家具工芸

清算人　城戸　照代

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

鹿児島県姶良市平松四七三六番地

有限会社さえき

代表清算人　矢野真由美

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年九月九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区月島三丁目二七番一五サンシティ銀座ＥＡＳＴ二階

医療法人社団平静の会

清算人　西﨑　直人

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

山梨県笛吹市御坂町夏目原一二九六番地

宗教法人丸山教夏目原支教会

清算人　弁護士　伏見　彩

連絡先　山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル１９　三階Ｂ

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月四日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

山梨県北杜市須玉町大蔵一四六二番地
宗教法人御嶽教山崎教会
清算人　弁護士　伏見　彩
連絡先　山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル１９　三階Ｂ

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

埼玉県本庄市児玉町八幡山三二一番地
医療法人中神内科クリニック
清算人　鵜飼　慧子

解散公告（第二回）

当法人は、大阪府教育長の認定を受けて令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪市天王寺区堀越町九番一一号
学校法人関西学園
清算人　竹中新三郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十七日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

山口県周南市東山町二番四一号
医療法人こうち医院
清算人　河内　康博

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十一月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

香川県高松市鶴市町二〇〇二番地二二
美代教会
清算人　小川　翼

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月五日旭川地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

北海道旭川市東光一条四丁目三四一番地の二六
宗教法人天法山宝珠院
清算人　小田桐　誠

第46期決算公告

2025年4月4日

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目１番８号
日本無線硝子株式会社
代表取締役　吉田　桂二

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	563,603
	固定資産	288,883
	合計	**852,487**
負債及び純資産の部	流動負債	401,242
	固定負債	191,990
	株主資本	259,255
	資本金	100,000
	利益剰余金	159,255
	利益準備金	2,400
	その他利益剰余金	156,855
	（うち当期純利益）	(11,787)
	合計	**852,487**

債務引受に係るお知らせ

中日本高速道路株式会社第89回及び第90回社債の債権者各位

中日本高速道路株式会社第89回及び第90回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年三月三十一日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、中日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和七年四月四日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・
債務返済機構
理事長　高松　勝

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　正

第17期決算公告　令和７年４月４日
東京都港区西麻布二丁目13番15号
第２横芝ビル
株式会社トウスジャパン
代表取締役　松尾　奈穂

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	146,971
	固定資産	605
	合計	147,577
負債及び純資産の部	流動負債	152,139
	固定負債	0
	株主資本	△4,562
	資本金	62,019
	利益剰余金	△66,581
	その他利益剰余金	△66,581
	（うち当期純損失）	（12,532）
	合計	147,577

第14期決算公告　令和７年４月４日
東京都渋谷区神宮前６丁目12番18号
ＦＯＲＭＥＮＴＯＲ株式会社
代表取締役　岡野　直子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	160,694
	固定資産	708
	合計	161,402
負債及び純資産の部	流動負債	1,890
	固定負債	0
	株主資本	159,511
	資本金	56,709
	資本剰余金	56,699
	資本準備金	56,699
	利益剰余金	46,102
	その他利益剰余金	46,102
	（うち当期純利益）	（282）
	合計	161,402

第６期決算公告　令和７年３月31日
東京都港区赤坂五丁目２番33号
ＢＲＥＡＴＨＥＲ株式会社
代表取締役　御神村友樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	590,562
	固定資産	20,256
	資産合計	610,819
負債及び純資産の部	流動負債	434,775
	株主資本	176,044
	資本金	100,000
	資本剰余金	75,426
	その他資本剰余金	75,426
	利益剰余金	617
	その他利益剰余金	617
	（うち当期純利益）	（289,126）
	負債・純資産合計	610,819

第 39 期 決 算 公 告

令和７年３月26日
長崎県佐世保市三浦町１番31号
株式会社ワールドシステムサービス
代表取締役　市原　　格

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	439,786
	固定資産	18,551
	資産合計	458,337
負純資債及産のび部	流動負債	177,592
	固定負債	5,104
	株主資本	275,642
	資本金	30,000
	利益剰余金	245,642
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	238,142
	（うち当期純利益）	(72,454)
	負債・純資産合計	458,337

第 62 期決算公告

令和７年４月４日
東京都板橋区志村一丁目32番18号
イワツキ株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,803,041
	固定資産	4,083,217
	資産合計	6,886,258
負純資債及産のび部	流動負債	2,211,953
	賞与引当金	70,500
	固定負債	2,396,325
	株主資本	2,277,979
	資本金	72,000
	資本剰余金	22,355
	資本準備金	22,355
	利益剰余金	2,183,623
	利益準備金	18,000
	その他利益剰余金	2,165,623
	（うち当期純利益）	(96,598)
	負債・純資産合計	6,886,258

第 10 期決算公告

令和７年４月４日
東京都板橋区志村一丁目32番18号
イワツキメディカル株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	376,839
	固定資産	1,035,883
	資産合計	1,412,723
負純資債及産のび部	流動負債	251,681
	賞与引当金	16,000
	株主資本	1,161,042
	資本金	10,000
	資本剰余金	987,414
	その他資本剰余金	987,414
	利益剰余金	163,627
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	161,127
	（うち当期純利益）	(68,171)
	負債・純資産合計	1,412,723

第 34 期 決 算 公 告

令和７年４月４日
東京都江東区越中島一丁目１番１号
ヤマタネ深川１号館２階
アロウズ・システム株式会社
代表取締役　西原　一将

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,999
	固定資産	4,646
	合計	53,646
負純資債及産のび部	流動負債	20,926
	固定負債	63,674
	株主資本	△30,954
	資本金	10,000
	利益剰余金	△40,954
	その他利益剰余金	△40,954
	（うち当期純損失）	(1,339)
	合計	53,646

第 5 期決算公告

令和７年４月４日
東京都千代田区外神田五丁目１番地２号
株式会社ランステック
代表取締役　西原　一将

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,732
	固定資産	21,619
	合計	100,351
負純資債及産のび部	流動負債	41,478
	株主資本	58,873
	資本金	44,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	11,873
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	11,573
	（うち当期純利益）	(5,873)
	合計	100,351

第 36 期決算公告

令和７年４月４日
北海道苫小牧市沼ノ端２番地34
サンライナー株式会社
代表取締役専務　原　　靖則

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,059
	固定資産	158,990
	合計	216,050
負純資債及産のび部	流動負債	136,429
	固定負債	51,050
	株主資本	28,571
	資本金	15,000
	利益剰余金	13,571
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	13,471
	（うち当期純利益）	(7,124)
	合計	216,050

第 2 期決算公告

令和７年４月４日
鳥取市古海356番地１
株式会社ヨシタニホールディングス
代表取締役　吉谷勇一郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	659
	固定資産	1,845,081
	繰延資産	316
	合計	1,846,055
負純資債及産のび部	流動負債	210
	固定負債	—
	株主資本	1,845,846
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,845,081
	その他資本剰余金	1,845,081
	利益剰余金	△ 235
	その他利益剰余金	△ 235
	（うち当期純利益）	(218)
	合計	1,846,055

第 7 期決算公告

2025年４月４日
静岡県沼津市岡一色809番地
エネリア東部株式会社
代表取締役　取締役社長　中田　喜雅

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	350,649
	固定資産	14,805
	合計	365,455
負純資債及産のび部	流動負債	247,076
	固定負債	66,596
	株主資本	51,782
	資本金	30,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	△ 48,217
	その他利益剰余金	△ 48,217
	（うち当期純利益）	(3,828)
	合計	365,455

第 7 期決算公告

2025年４月４日
静岡県静岡市駿河区池田28
エネリア静岡株式会社
代表取締役　取締役社長　吉永　伸弥

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	711,531
	固定資産	53,205
	合計	764,737
負純資債及産のび部	流動負債	367,407
	固定負債	97,433
	株主資本	299,896
	資本金	30,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	60,000
	利益剰余金	179,896
	その他利益剰余金	179,896
	（うち当期純利益）	(66,640)
	合計	764,737

第 15 期 決 算 公 告

令和７年３月14日
東京都千代田区四番町６番地
ＭＭＷａｔｅｒ株式会社
代表取締役　石﨑　克彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,932,164
	固定資産	10,854,921
	資産合計	25,787,085
負純資債及産のび部	流動負債	733,500
	株主資本	25,053,585
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	5,053,585
	利益準備金	1,887,330
	その他利益剰余金	3,166,255
	（うち当期純利益）	(3,166,250)
	負債・純資産合計	25,787,085

第 19 期決算公告

2025年３月28日
札幌市中央区南一条西十丁目４番地156
大通ホワイトビル４階
株式会社Youzan Japan
代表取締役　涜　　昉

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,903
	固定資産	0
	資産合計	32,903
負純資債及産のび部	流動負債	5,375
	株主資本	27,528
	資本金	237,376
	資本剰余金	126,609
	資本準備金	126,609
	利益剰余金	△336,456
	その他利益剰余金	△336,456
	（うち当期純損失）	(37,614)
	負債・純資産合計	32,903

2024年12月期決算公告

2025年３月18日
千葉県我孫子市岡発戸1110
一般社団法人我孫子ゴルフ倶楽部
代表理事　三田　芳裕

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,031,762
	固定資産	1,231,097
	合計	2,262,859
負味債財及産びの正部	流動負債	48,231
	固定負債	1,379,696
	負債合計	1,427,928
	一般正味財産	834,931
	正味財産合計	834,931
	合計	2,262,859

第66期決算公告　2025年３月28日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
株式会社Japan Business Partner
代表取締役　尚　　捷
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	241,448
	固定資産	97,038
	資産合計	338,487
負債及び純資産の部	流動負債	133,962
	固定負債	8,596
	株主資本	195,927
	資本金	30,000
	資本剰余金	384
	その他資本剰余金	384
	利益剰余金	165,543
	利益準備金	13,511
	その他利益剰余金	152,032
	（うち当期純利益）	(187)
	負債・純資産合計	338,487

第12期決算公告　2025年３月28日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー
株式会社IngDan Japan
代表取締役　尚　　捷
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	220,461
	固定資産	21,000
	資産合計	241,461
負債及び純資産の部	流動負債	251,293
	固定負債	0
	株主資本	△9,832
	資本金	49,600
	資本剰余金	19,434
	資本準備金	19,434
	利益剰余金	△78,866
	その他利益剰余金	△78,866
	（うち当期純利益）	(13,707)
	負債・純資産合計	241,461

第26期決算公告　2025年３月28日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー
株式会社InfoDeliver
代表取締役　尚　　捷
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	328,546
	固定資産	1,072,517
	資産合計	1,401,063
負債及び純資産の部	流動負債	532,437
	固定負債	264,634
	株主資本	603,992
	資本金	491,500
	利益剰余金	258,799
	利益準備金	10,955
	その他利益剰余金	247,844
	（うち当期純利益）	(2,064)
	自己株式	△146,307
	負債・純資産合計	1,401,063

第８期決算公告
2025年３月31日
東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
コバルトインベストメント株式会社
代表取締役　佐藤　正秀
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,801
	固定資産	300,661
	資産合計	336,463
負債及び純資産の部	流動負債	165,994
	株主資本	170,469
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	160,469
	利益準備金	594
	その他利益剰余金	159,874
	（うち当期純利益）	(11,596)
	負債・純資産合計	336,463

第４期決算公告
2025年３月31日
東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
ＭＣＤ６株式会社
代表取締役　佐藤　正秀
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,482
	固定資産	68,580
	資産合計	186,063
負債及び純資産の部	流動負債	2,510
	株主資本	183,553
	資本金	500
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	182,553
	その他利益剰余金	182,553
	（うち当期純利益）	(25,846)
	負債・純資産合計	186,063

第４期決算公告　2025年３月31日
東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
ＭＣＰキャピタル株式会社
代表取締役　佐藤　正秀
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	360,465
	固定資産	44,625
	資産合計	405,091
負債及び純資産の部	流動負債	151,207
	固定負債	87,500
	株主資本	166,383
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	156,383
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	155,133
	（うち当期純損失）	(31,904)
	負債・純資産合計	405,091

第８期決算公告　令和７年４月４日
東京都新宿区新宿一丁目９番２号
ナリコマＨＤ新宿ビル７階
モリカトロン株式会社
代表取締役　本城嘉太郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,339
	固定資産	3,493
	合計	32,832
負債及び純資産の部	流動負債	13,541
	固定負債	42,295
	株主資本	△23,004
	資本金	22,000
	資本剰余金	18,000
	資本準備金	18,000
	利益剰余金	△63,004
	その他利益剰余金	△63,004
	（うち当期純損失）	(22,738)
	合計	32,832

第21期決算公告　令和７年４月４日
東京都千代田区丸の内３丁目２番３号
丸の内二重橋ビル21階
テメノス・ジャパン株式会社
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	676,691
	固定資産	107,647
	合計	784,339
負債及び純資産の部	流動負債	603,722
	有給休暇引当金	1,435
	原状回復費用引当金	4,164
	株主資本	180,616
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	160,616
	その他利益剰余金	160,616
	（うち当期純損失）	(27,898)
	合計	784,339

第５期決算公告　令和７年４月４日
東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
中国国際金融日本株式会社
代表取締役社長　田中　栄治
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	739,645
	固定資産	190,895
	合計	930,540
負債及び純資産の部	流動負債	248,175
	賞与等引当金	205,659
	固定負債	—
	株主資本	682,365
	資本金	330,000
	資本剰余金	280,000
	資本準備金	280,000
	利益剰余金	72,365
	その他利益剰余金	72,365
	（うち当期純利益）	(22,502)
	合計	930,540

第５期決算公告
令和７年４月４日
神奈川県川崎市川崎区田町三丁目５番６号
八弘綱油株式会社
代表取締役　柳井慎一郎
貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	421,162	流動負債	221,505
固定資産	14,030	（賞与引当金）	(2,778)
		固定負債	23,867
		（退職給与引当金）	(23,867)
		株主資本	189,819
		資本金	12,000
		資本剰余金	80,880
		資本準備金	12,000
		その他資本剰余金	68,880
		利益剰余金	96,939
		その他利益剰余金	96,939
		（うち当期純利益）	(31,167)
資産合計	435,192	負債・純資産合計	435,192

第99期決算公告
2025年３月18日
千葉県我孫子市岡発戸1110
株式会社我孫子カンツリー倶楽部
代表取締役　富田　浩安
貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	273,894	流動負債	34,184
固定資産	715,589	固定負債	74,659
有形固定資産	715,280	負債合計	108,843
無形固定資産	309	株主資本	880,639
		資本金	10,000
		資本剰余金	582,863
		資本準備金	582,863
		利益剰余金	287,776
		利益準備金	71
		その他利益剰余金	287,706
		（うち当期純利益）	(1,859)
		純資産合計	880,639
資産合計	989,483	負債・純資産合計	989,483

第 78 期 決 算 公 告

令和７年３月19日　東京都中央区日本橋２丁目15番３号
アズマックス株式会社
代表取締役社長　津田　聡

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,344	流動負債	2,203
固定資産	3,434	固定負債	909
		株主資本	3,611
		資本金	499
		資本剰余金	303
		資本準備金	303
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	2,808
		利益準備金	81
		その他利益剰余金	2,727
		（うち当期純損失）	(122)
		自己株式	0
		評価・換算差額等	55
資産合計	6,779	負債・純資産合計	6,779

第 34 期 決 算 公 告

令和７年４月４日
新潟県三島郡出雲崎町大字大門376番地４
株式会社エフエイニイガタ
代表取締役　小西　宏典

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	507,436	流動負債	892,839
固定資産	949,285	固定負債	350,519
		株主資本	213,363
		資本金	95,000
		資本剰余金	140,000
		資本準備金	140,000
		利益剰余金	△ 21,637
		利益準備金	3,530
		その他利益剰余金	△ 25,167
		（うち当期純利益）	(115,728)
資産合計	1,456,721	負債・純資産合計	1,456,721

第 5 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都新宿区四谷四丁目28番地
株式会社アイテック計画
代表取締役　太田　滋幸

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	213,955	流動負債	337,984
固定資産	215,176	賞与引当金	8,473
繰延資産	93	役員賞与引当金	3,538
		固定負債	40,505
		退職給付引当金	40,505
		株主資本	50,735
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△149,265
		その他利益剰余金	△149,265
		（うち当期純利益）	(12,407)
資産合計	429,224	負債・純資産合計	429,224

第 33 期 決 算 公 告

令和７年３月13日　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ＳＢＳロジスター株式会社
代表取締役社長　関　欣也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,955,044	流動負債	1,846,952
固定資産	375,644	固定負債	55,225
		株主資本	428,510
		資本金	100,000
		資本剰余金	102,000
		資本準備金	20,000
		その他資本剰余金	82,000
		利益剰余金	226,510
		利益準備金	27,011
		その他利益剰余金	199,499
		（うち当期純利益）	(55,114)
資産合計	2,330,689	負債・純資産合計	2,330,689

第 44 期 決 算 公 告

令和７年３月18日
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目５番14号
サンリード株式会社
代表取締役　大平　耕

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,333,433	流動負債	2,005,293
固定資産	977,197	固定負債	113,314
		株主資本	1,192,023
		資本金	50,000
		資本剰余金	71,500
		利益剰余金	1,119,703
		利益準備金	7,000
		その他利益剰余金	1,112,703
		（うち当期純利益）	(103,287)
		自己株式	△49,180
資産合計	3,310,630	負債・純資産合計	3,310,630

第 46 期 決 算 公 告

令和７年３月26日
東京都中央区晴海１－８－10
キヤノンメディカルダイアグノスティックス株式会社
代表取締役　金成　直希

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,717	流動負債	3,553
固定資産	4,471	固定負債	1,655
		株主資本	5,979
		資本金	450
		資本剰余金	500
		資本準備金	500
		利益剰余金	5,029
		利益準備金	74
		その他利益剰余金	4,955
		（うち当期純利益）	(918)
資産合計	11,189	負債・純資産合計	11,189

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞
株式会社ジャパネットサービスイノベーション
＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞
Ｊプリカカード（モンテディオ山形）
＜払戻しの申出期間＞
令和７年４月５日（土）～令和７年６月28日（土）
※上記の申出期間内にお申し出いただかなかった場合には、この払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。
令和７年４月４日
福岡県福岡市中央区天神１－10－20
株式会社ジャパネットサービスイノベーション

第 38 期 決 算 公 告

令和７年４月４日
横浜市栄区飯島町53番地
株式会社アテニア
代表取締役社長　保坂　嘉久

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,986	流動負債	2,429
固定資産	474	賞与引当金	101
		固定負債	153
		退職給付引当金	110
		役員報酬引当金	2
		株主資本	5,878
		資本金	150
		利益剰余金	5,728
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	5,691
		（うち当期純利益）	(888)
資産合計	8,460	負債・純資産合計	8,460

第３期決算公告

令和７年４月４日

名古屋市中区錦三丁目15番15号

株式会社ＮＡフィナンシャル・アクト

代表取締役　細江　貴之

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,267,836
	合計	13,267,836
負債及び純資産の部	流動負債	1,951,627
	株主資本	11,316,209
	資本金	9,900,000
	利益剰余金	1,416,209
	繰越利益剰余金	1,416,209
	（うち当期純利益）	(2,795,607)
	合計	13,267,836

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和７年四月四日

名古屋市中区錦三丁目一五番一五号

（甲）株式会社ＮＡフィナンシャル・アクト

代表取締役　細江　貴之

名古屋市中区錦三丁目一五番一五号

（乙）有限会社伊藤建築

取締役　細江　貴之

第２期決算公告

令和７年４月４日

兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目８番１号さんプラザ３階34号室

ロボアプリケーションズ株式会社

代表取締役　山村　太巳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,693
	合計	55,693
負債及び純資産の部	流動負債	10,787
	株主資本	14,906
	資本金	100
	資本剰余金	200,049
	その他資本剰余金	200,049
	利益剰余金	△185,243
	その他利益剰余金	△185,243
	（うち当期純損失）	(184,247)
	合計	55,693

第44期決算公告

2025年４月４日

新潟県加茂市大字後須田2570番地１

東芝ホームテクノ株式会社

代表取締役社長　内田　佳秀

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,659	流動負債	6,611
固定資産	2,748	固定負債	1,979
有形固定資産	1,676	負債合計	8,590
無形固定資産	3	株主資本	5,817
投資その他の資産	1,068	資本金	100
		資本剰余金	2,900
		利益剰余金	2,817
		利益準備金	221
		その他利益剰余金	2,595
		純資産合計	5,817
資産合計	14,407	負債・純資産合計	14,407

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	36,789
売上原価	32,703
売上総利益	4,085
販売費及び一般管理費	2,325
営業利益	1,760
営業外収益	204
営業外費用	13
経常利益	1,951
特別損失	2
税引前当期純利益	1,948
法人税、住民税及び事業税	404
法人税等調整額	△50
当期純利益	1,594

第２期決算公告

令和７年４月４日

東京都千代田区内幸町二丁目１番地１号飯野ビルディング

ＡＩＲＳＥＡＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役社長　円谷　晃司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,000
	固定資産	—
	合計	5,000
負債及び純資産の部	流動負債	122
	固定負債	—
	株主資本	4,877
	資本金	5,000
	利益剰余金	△122
	その他利益剰余金	△122
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	5,000

第34期決算公告

令和７年４月４日

東京都千代田区西神田一丁目３番15号

株式会社ネオプラン

代表取締役　安部　辰志

貸借対照表の要旨

（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	145,528
	固定資産	28,987
	合計	174,516
負債及び純資産の部	流動負債	743
	株主資本	173,772
	資本金	12,000
	利益剰余金	161,772
	利益準備金	396
	その他利益剰余金	161,376
	（うち当期純利益）	(3,543)
	合計	174,516

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の紙面

（乙）掲載の日付官報

令和七年四月四日掲載の令和六年九月二十日号外第二二一号に左記のとおりです。

東京都千代田区西神田一丁目二番一〇号

代表取締役　大原出版株式会社

（甲）代表取締役　中川和久

東京都千代田区西神田一丁目三番一五号

（乙）株式会社ネオプラン

代表取締役　安部　辰志

第27期決算公告

令和７年３月31日

神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３－５

イータス株式会社

代表取締役　水本　文吾

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,257
	固定資産	176
	合計	3,434
負債及び純資産の部	流動負債	2,524
	株主資本	910
	資本金	125
	利益剰余金	785
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	742
	（うち当期純利益）	(742)
	合計	3,434

建設業法施行規則第18条の３に基づく登録経理試験
第37回・第38回建設業経理士検定試験（１級・２級）のご案内

１．試　験　日　第37回：令和７年９月７日（日）
第38回：令和８年３月８日（日）

２．申込受付期間　第37回：令和７年５月13日（火）～６月12日（木）
第38回：令和７年11月11日（火）～12月11日（木）

３．合格発表日　第37回：令和７年11月14日（金）
第38回：令和８年５月８日（金）

４．試　験　地　第37回：全国47都市
第38回：全国51都市

５．申込方法　インターネット等にてお申し込みください。

実施機関

一般財団法人建設業振興基金　経理試験課（登録番号１）
東京都港区虎ノ門４－２－12　虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館
ＴＥＬ　03－5473－4581
ＵＲＬ　https://www.keiri-kentei.jp/

第43期決算公告

令和７年３月18日

富山県富山市西宮町３番１号

株式会社レゾナック研装

代表取締役　石飛　健

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	592,762
	固定資産	45,577
	合計	638,339
負債及び純資産の部	流動負債	163,350
	固定負債	2,492
	株主資本	472,496
	資本金	50,000
	利益剰余金	422,496
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	409,996
	（うち当期純利益）	(50,666)
	合計	638,339

令和６年度決算公告

令和７年４月４日

広島市中区銀山町１番11号

一般財団法人中国地方郵便局長協会

代表理事　小倉　雄二

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,150,960
	固定資産	4,267,754
	合計	6,418,714
負味財及産びの正部	流動負債	193,497
	固定負債	5,168,699
	負債合計	5,362,195
	一般正味財産	1,056,519
	正味財産合計	1,056,519
	合計	6,418,714

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月四日

三重県桑名市大字桑名字砂割六五四番地の二六　代表取締役　平野鋳工株式会社

（甲）平野　喜嗣

三重県桑名市大字福島八五九番地の七　代表取締役　平野　喜嗣

（乙）有限会社平野幸鋳造所

代表取締役　平野　喜嗣

第52期決算公告

令和７年４月４日

三重県桑名市大字桑名字砂割654番地の26

平野鋳工株式会社

代表取締役　平野　喜嗣

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	196,083
	固定資産	528,202
	資産合計	724,286
負純資債及産びの部	流動負債	380,867
	固定負債	606,926
	株主資本	△263,507
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,652
	資本準備金	2,652
	利益剰余金	△276,159
	利益準備金	3,860
	その他利益剰余金	△280,019
	（うち当期純損失）	（16,923）
	負債・純資産合計	724,286

第64期決算公告

令和７年４月４日

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字向原50

東北ガス株式会社

代表取締役社長　奥田　健治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	299,126
	固定資産	606,437
	合計	905,563
負純資債及産びの部	流動負債	119,113
	固定負債	108,668
	株主資本	677,782
	資本金	60,000
	利益剰余金	617,783
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	602,783
	（うち当期純利益）	（47,389）
	合計	905,563

第５期決算公告

令和７年４月４日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

さくら橋特定目的会社

取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	43,574,438	流動負債	6,517,090
固定資産	43,574,438	固定負債	29,358,888
その他の資産	1,571,577	負債合計	35,875,978
流動資産	1,364,109	社員資本	9,270,037
固定資産	205,753	特定資本金	10
繰延資産	1,715	優先資本金	9,135,000
		剰余金	135,027
		当期未処分利益	135,027
		純資産合計	9,270,037
資産合計	45,146,015	負債・純資産合計	45,146,015

損益計算書の要旨

（自　令和６年６月１日　至　令和６年11月30日）

（単位：万円）

科目	金額
営業収益	615,834
営業費用	480,802
営業利益	135,032
営業外収益	72
経常利益	135,104
税引前当期純利益	135,104
法人税、住民税及び事業税	77
当期純利益	135,027

第３期決算公告

令和７年３月31日

東京都渋谷区神宮前６丁目31番15号

株式会社ＣＨＡＲＧＥＳＰＯＴ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ

代表取締役　播野　純平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	16,407,227
	固定資産	571,850
	合計	16,979,077
負純資債及産びの部	流動負債	5,367,095
	株主資本	11,611,982
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△13,388,018
	その他利益剰余金	△13,388,018
	（繰越利益剰余金）	（△13,388,018）
	（うち当期純利益）	（2,288,958）
	合計	16,979,077

第５期決算公告

令和７年４月４日

東京都港区南青山三丁目３番５号

株式会社Ｆ’Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　坂井　一裕

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3
	固定資産	4
	合計	7
負純資債及産びの部	流動負債	8
	固定負債	108
	株主資本	△109
	資本金	3
	利益剰余金	△112
	その他利益剰余金	△112
	（うち当期純損失）	（10）
	合計	7

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十二日

掲載頁　七十三頁（号外第二七二号）

左記のとおりです。

（乙）令和七年四月四日

東京都港区南青山三丁目三番五号　株式会社Ａ，Ｇｒｏｕｐ

（甲）代表取締役　坂井　一裕

東京都港区南青山三丁目三番五号

（乙）株式会社Ｆ，Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　坂井　一裕

第27期決算公告

令和７年４月４日

横浜市栄区飯島町109番地１

株式会社ファンケルスマイル

代表取締役社長　簑島　修

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	110
	固定資産	4
	合計	115
負純資債及産びの部	流動負債	94
	賞与引当金	34
	固定負債	11
	退職給付引当金	11
	株主資本	9
	資本金	31
	利益剰余金	△21
	その他利益剰余金	△21
	（うち当期純損失）	（22）
	合計	115

第23期決算公告

令和７年４月４日

静岡県牧之原市大沢一丁目61番

株式会社エアード

代表取締役　増尾　幸伸

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	87,093
	固定資産	21,144
	合計	108,238
負純資債及産びの部	流動負債	47,454
	固定負債	74,332
	株主資本	△13,548
	資本金	20,000
	利益剰余金	△33,548
	その他利益剰余金	△33,548
	（うち当期純利益）	（19,057）
	合計	108,238

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月四日

静岡県牧之原市大沢一丁目六一番

株式会社エアード

代表取締役　増尾　幸伸

第　９　期　決　算　公　告

2025年４月４日
東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号
ＨＶＪホールディングス株式会社
代表取締役　塚谷　修示

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	0	流動負債	27,084
固定資産	34,293	**負債合計**	**27,084**
		株主資本	7,209
		資本金	10
		資本剰余金	7,890
		資本準備金	4,650
		その他資本剰余金	3,240
		利益剰余金	△690
		その他利益剰余金	△690
		純資産合計	**7,209**
資産合計	**34,293**	**負債・純資産合計**	**34,293**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	6
営業損失	6
営業外収益	715
営業外費用	227
経常利益	480
税引前当期純利益	480
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	479

第 23 期 決 算 公 告

令和７年４月４日
横浜市中区山下町89番地１
株式会社ファンケル保険サービス
代表取締役社長　忽那　晃

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	243
	固定資産	9
	合計	**252**
負債及び純資産の部	流動負債	19
	固定負債	42
	役員退職慰労引当金	35
	株主資本	191
	資本金	10
	利益剰余金	181
	その他利益剰余金	181
	（うち当期純利益）	（14）
	合計	**252**

第 9 期 決 算 公 告

令和７年４月４日
東京都港区虎ノ門二丁目10番１号
株式会社ＢＷＢ
代表取締役　西浦龍太郎

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,405
	固定資産	794,441
	資産合計	**805,847**
負債及び純資産の部	流動負債	6,900
	株主資本	798,946
	資本金	116,034
	資本剰余金	765,014
	資本準備金	439,279
	その他資本剰余金	325,735
	利益剰余金	△82,102
	その他利益剰余金	△82,102
	（うち当期純損失）	（16,232）
	負債・純資産合計	**805,847**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五六、〇三四、五〇〇円減少し六〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月四日
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号
株式会社ＢＷＢ
代表取締役　西浦龍太郎

第 26 期 決 算 公 告

令和７年４月４日
東京都千代田区一番町８番地
イー・アソシエイツ株式会社
代表取締役社長　近藤　忠雄

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	348,728
	固定資産	93,745
	資産合計	**442,473**
負債及び純資産の部	流動負債	246,003
	固定負債	106,745
	株主資本	89,724
	資本金	100,000
	資本剰余金	44,028
	その他資本剰余金	44,028
	利益剰余金	△54,304
	その他利益剰余金	△54,304
	（うち当期純利益）	（6,730）
	負債・純資産合計	**442,473**

決　算　公　告

令和７年４月４日
東京都千代田区三番町９番地１
株式会社ＨＡＣＫＮＥＹ
代表取締役　清田　順稔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,773
	合計	**2,773**
負債及び純資産の部	流動負債	4,085
	固定負債	83,094
	株主資本	△84,406
	資本金	100,000
	資本剰余金	780,000
	資本準備金	435,000
	その他資本剰余金	345,000
	利益剰余金	△964,406
	その他利益剰余金	△964,406
	（うち当期純利益）	（27,038）
	合計	**2,773**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九千万円、資本準備金の額を金四億三千五百万円減少し、それぞれ金一千万円、金〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月七日であり、株主総会の決議は令和七年二月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月四日
東京都千代田区三番町九番地一
株式会社ＨＡＣＫＮＥＹ
代表取締役　清田　順稔

第 9 期 決 算 公 告

令和７年４月４日
東京都千代田区大手町一丁目９番７号大手町フィナンシャルシティサウスタワー15階
Clarksons Japan株式会社
代表取締役　スコウホイ・クリスチャン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,384,983
	固定資産	68,923
	資産合計	**1,453,907**
負債及び純資産の部	流動負債	1,259,327
	（引当金）	（684）
	株主資本	194,580
	資本金	100
	利益剰余金	194,480
	その他利益剰余金	194,480
	（当期純利益）	（266,077）
	負債・純資産合計	**1,453,907**

決　算　公　告

令和７年４月４日
東京都渋谷区神南１―20―２
第一清水ビル４Ｆ
株式会社ＭＡＩＳＯＮ　ＭＡＲＣ
代表取締役　葉倉　歩

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	269,188
	固定資産	53,380
	合計	**322,568**
負債及び純資産の部	流動負債	128,082
	固定負債	160,163
	株主資本	34,323
	資本金	2,000
	利益剰余金	32,323
	その他利益剰余金	32,323
	（うち当期純利益）	（35,032）
	合計	**322,568**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＭＡＩＳＯＮ　ＭＡＲＣ（乙、住所東京都渋谷区神南一―二〇―二第一清水ビル四Ｆ）の資産の一部及び当該資産に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年四月四日
東京都千代田区富士見一丁目三番一一号
富士見デュープレックスＢ’ｓ四階
株式会社Ｐａｒｔｙ
代表取締役　葉倉　歩

第 88 期 決 算 公 告

2025年４月４日
岡山市南区海岸通二丁目１番16号
株式会社岡山臨港
取締役社長　黒木　良樹

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	918,444
	固定資産	4,269,970
	合計	**5,188,415**
負債及び純資産の部	流動負債	170,430
	固定負債	253,681
	株主資本	4,761,742
	資本金	98,000
	利益剰余金	4,663,742
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	4,639,242
	（うち当期純利益）	（141,065）
	評価・換算差額等	2,562
	合計	**5,188,415**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月四日

東京都北区滝野川六丁目五六番一四号
株式会社ダムダン空間工作所
代表取締役　竹居　正武

決　算　公　告

令和７年４月４日
東京都北区滝野川六丁目56番14号
株式会社ダムダン空間工作所
代表取締役　竹居　正武

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,290
	固定資産	19,287
	合計	40,578
負債及び純資産の部	流動負債	6,811
	固定負債	40,772
	株主資本	△7,005
	資本金	20,000
	利益剰余金	△27,005
	繰越利益剰余金	△27,005
	（うち当期純利益）	(7,969)
	合計	40,578

第57期決算公告

2025年４月４日
岡山市南区海岸通二丁目１番16号
岡山臨港倉庫運輸株式会社
取締役社長　黒木　良樹

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	317,625
	固定資産	84,048
	合計	401,673
負債及び純資産の部	流動負債	42,481
	固定負債	39,669
	株主資本	319,523
	資本金	20,000
	利益剰余金	299,523
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	294,523
	（うち当期純損失）	(5,018)
	合計	401,673

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨左記のとおりです。

令和七年四月四日

富山県富山市奥田町四番八
株式会社富山環境興研
代表取締役　松井富士夫

第16期決算公告

令和７年４月４日
富山県富山市奥田町４番８
株式会社富山環境興研
代表取締役　松井富士夫

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,141
	固定資産	721
	合計	14,863
負債及び純資産の部	流動負債	4,939
	固定負債	1,000
	株主資本	8,924
	資本金	18,000
	利益剰余金	△2,075
	その他利益剰余金	△2,075
	（うち当期純利益）	(1,140)
	自己株式	△7,000
	合計	14,863

第45期決算公告

令和７年４月４日
北海道函館市高松町570番地22
函館エアサービス株式会社
代表取締役社長　武藤　浩司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	554,628
	固定資産	21,923
	合計	576,551
負債及び純資産の部	流動負債	108,732
	（賞与引当金）	(5,245)
	固定負債	9,263
	退職給付引当金	9,263
	株主資本	458,556
	資本金	30,000
	利益剰余金	428,556
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	421,056
	（うち当期純利益）	(63,734)
	合計	576,551

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千四百三十三万九千五百三円、資本準備金の額を六億六千七百七十八万二千二十円減少し、それぞれ一億円、二億四千五百七十万六千九百八十五円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月四日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階
ＡｕＢ株式会社
代表取締役　鈴木　啓太

第９期決算公告

令和７年４月４日
東京都中央区銀座七丁目13番６号サガミビル２階
ＡｕＢ株式会社
代表取締役　鈴木　啓太

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	157,576	流動負債	63,092
固定資産	35,568	固定負債	32,760
		株主資本	95,707
		資本金	399,340
		資本剰余金	364,149
		資本準備金	364,149
		利益剰余金	△667,782
		その他利益剰余金	△667,782
		（うち当期純損失）	(69,669)
		新株予約権	1,585
資産合計	193,144	負債・純資産合計	193,144

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ジェリービーンズ（住所東京都台東区上野一丁目一六番五号）に対して当社の婦人靴及び関連雑貨の卸売・小売業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十四日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月四日

東京都台東区上野一丁目一六番五号
株式会社ジェリービーンズグループ
代表取締役　宮﨑　明

最終貸借対照表

令和７年４月４日
東京都台東区上野一丁目16番５号
株式会社ジェリービーンズグループ
代表取締役　宮﨑　明

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	608,028	流動負債	247,534
固定資産	20,565	株主優待引当金	69,728
有形固定資産	0	固定負債	175,263
無形固定資産	0	退職給付引当金	26,953
投資その他の資産	20,565	株主資本	170,441
		資本金	1,926,085
		資本剰余金	1,848,585
		資本準備金	1,848,585
		利益剰余金	△3,533,145
		その他利益剰余金	△3,533,145
		（うち当期純損失）	(516,125)
		自己株式	△71,083
		新株予約権	35,354
資産合計	628,594	負債・純資産合計	628,594

第 26 期 決 算 公 告

令和７年４月４日

札幌市豊平区月寒中央通７丁目６番20号

オリンポス債権回収株式会社

代表取締役社長　小川　英宏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,254	流動負債	506
固定資産	327	（賞与引当金）	(8)
有形固定資産	44	固定負債	382
無形固定資産	32	（退職給付引当金）	(30)
投資その他の資産	251	株主資本	1,694
		資本金	1,121
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	572
		その他利益剰余金	572
資産合計	2,582	負債・純資産合計	2,582

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,949
売上原価	988
売上総利益	961
販売費及び一般管理費	596
営業利益	364
営業外収益	85
営業外費用	29
経常利益	420
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	420
法人税、住民税及び事業税	123
法人税等調整額	0
当期純利益	297

第６期決算公告

令和７年１月17日

東京都豊島区南池袋１丁目１番11―202号

株式会社ギャラクシーズ

代表取締役社長　内山　泰伸

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,650
	固定資産	28,580
	資産合計	75,231
負債及び純資産の部	流動負債	6,802
	固定負債	18,975
	株主資本	49,454
	資本金	17,300
	資本剰余金	15,300
	資本準備金	15,300
	利益剰余金	16,854
	その他利益剰余金	16,854
	（うち当期純利益）	(902)
	負債・純資産合計	75,231

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月四日

静岡市葵区呉服町二丁目五番地の二一

リブロＢＬＤＧ．ｇｏｆｕｋｕｃｈｏ

（甲）リブロ・アセット株式会社

代表取締役　赤堀　英立

静岡市葵区呉服町二丁目五番地の二一

リブロＢＬＤＧ．ｇｏｆｕｋｕｃｈｏ

（乙）株式会社リブレント

代表取締役　赤堀　英立

第６期決算公告

令和７年４月４日

静岡市葵区呉服町二丁目５番地の21リブロＢＬＤＧ．ｇｏｆｕｋｕｃｈｏ

株式会社リブレント

代表取締役　赤堀　英立

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,516
	固定資産	178,065
	資産合計	195,582
負債及び純資産の部	流動負債	8,710
	固定負債	166,040
	株主資本	20,831
	資本金	2,000
	利益剰余金	18,831
	その他利益剰余金	18,831
	（うち当期純損失）	(5,020)
	負債・純資産合計	195,582

第28期決算公告

令和７年４月４日

静岡市葵区呉服町二丁目５番地の21リブロＢＬＤＧ．ｇｏｆｕｋｕｃｈｏ

リブロ・アセット株式会社

代表取締役　赤堀　英立

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	907,085
	固定資産	679,821
	繰延資産	97
	資産合計	1,587,004
負債及び純資産の部	流動負債	76,710
	固定負債	1,349,799
	株主資本	160,494
	資本金	30,000
	利益剰余金	130,494
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	127,994
	（うち当期純利益）	(58,136)
	負債・純資産合計	1,587,004

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月四日

千葉県船橋市宮本八丁目四二番四号

（甲）株式会社トコヨダ

代表取締役　常世田貴央

千葉県船橋市宮本八丁目四二番四号

（乙）株式会社Ｕ・Ｔ

代表取締役　常世田貴央

第６期決算公告

令和７年４月４日

千葉県船橋市宮本八丁目42番４号

株式会社Ｕ・Ｔ

代表取締役　常世田貴央

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	8,748,283
	固定資産	3,749,886
	資産合計	12,498,169
負債及び純資産の部	流動負債	5,121,946
	固定負債	3,808,920
	株主資本	3,567,303
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	2,567,303
	その他利益剰余金	2,567,303
	（うち当期純利益）	(375,110)
	負債・純資産合計	12,498,169

第62期決算公告

令和７年４月４日

千葉県船橋市宮本八丁目42番４号

株式会社トコヨダ

代表取締役　常世田貴央

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	4,903,348
	固定資産	16,901,718
	資産合計	21,805,066
負債及び純資産の部	流動負債	11,396,349
	固定負債	2,493,334
	株主資本	7,915,383
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△2,084,617
	利益準備金	1,000,000
	その他利益剰余金	△3,084,617
	（うち当期純損失）	(4,329,032)
	負債・純資産合計	21,805,066

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の要旨は、左記のとおりです。

令和七年四月四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

スカイ特定目的会社

取締役　三品　貴仙

第 5 期 決 算 公 告

令和７年４月４日　　東京都中央区日本橋一丁目４番１号日本橋一丁目ビルディング

スカイ特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	5,316,444	流動負債	199,573
固定資産	5,316,444	固定負債	5,255,392
その他の資産	3,989,063	負債合計	5,454,965
流動資産	3,395,157	純資産の部	
固定資産	574,200	社員資本	3,850,541
繰延資産	19,705	特定資本金	5,000
		優先資本金	1,981,900
		剰余金	1,863,641
		当期未処分利益	1,863,641
		純資産合計	3,850,541
資産合計	9,305,507	負債・純資産合計	9,305,507

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	4,439,453
営業費用	2,571,128
営業利益	1,868,324
営業外収益	173
営業外費用	1,422
経常利益	1,867,076
税引前当期純利益	1,867,076
法人税、住民税及び事業税	3,440
当期純利益	1,863,635